

## 【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年11月19日提出
【発行者名】	りそなアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 西山 明宏
【本店の所在の場所】	東京都江東区木場一丁目5番6号
【事務連絡者氏名】	石橋 里枝
【電話番号】	03-6704-3821
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	グローバル中小型株式ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

**1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】**

2025年9月17日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）において、信託財産の純資産総額が10億円を下回る状態が1年間継続する場合、書面決議の規定は適用せず、受託会社と合意の上、この信託契約を解約し繰上償還させることができる投資信託約款の変更に伴い、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

**2【訂正の内容】**

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

## 第二部【ファンド情報】

## 第2【管理及び運営】

## 3【資産管理等の概要】

## (5)【その他】

信託の終了（繰上償還）

## &lt;訂正前&gt;

1)～2)(略)

3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合

ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）

ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

## &lt;訂正後&gt;

1)～2)(略)

3) 委託会社は、この投資信託を運用方針に従って継続的に運用するために必要な金額として信託財産の純資産総額が10億円を下回る状態が1年間継続する場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、受託会社と合意の上、この信託契約を解約し繰上償還させることができます。この場合、委託会社は、次に掲げる措置を講じるものとします。

イ) 受益者保護のための必要な措置をとること

ロ) 信託契約の解約の効力が生ずる日の6ヵ月前までに、知っている受益者に対し、次に掲げる事項を書面その他の適切な方法により通知すること

1. 信託契約の解約を行う旨

2. 信託契約の解約を行う理由

3. イ)に規定する措置の内容

4) 前項に規定する場合において、投資信託の繰上償還を行わない場合、委託会社は、知っている受益者に対し、次に掲げる事項を説明するものとします。

イ) 信託契約の解約を行わない理由

ロ) この投資信託の運用状況が改善する見込みに関する事項

5) 前各項のほか、委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合

ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）

ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

6) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。